

參考資料

1 香取市環境基本条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 138 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 環境の保全に関する基本的施策等（第 9 条—第 17 条）

第 3 章 市民等の参加の促進（第 18 条—第 21 条）

第 4 章 地球環境保全の推進（第 22 条）

第 5 章 環境の保全の推進体制等（第 23 条・第 24 条）

附則

私たちの住む香取市は、水郷筑波国定公園の名の下に、水と緑の恵み豊かな自然環境に育まれ、長い歴史と伝統のあるまちとして、先人の英知とたゆまぬ努力を受け継ぎながら、明るく豊かでくらしよいまちを目指し、環境に配慮したまちづくりを進めてきた。

しかし、今日の社会経済活動は、生活の利便性の向上と物質的な豊かさをもたらした反面、資源・エネルギーを大量に消費し、環境に対する負荷を増大させ、生命の源である地球環境までも脅かすに至っている。

私たちは、環境が自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つものであることを認識した上で、これまでの社会経済システムの在り方や生活様式を見直し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築する必要がある。

もとより、健全で豊かな環境の恵みを享受することは、健康で文化的な生活に欠くことのできないものであり、市の誇りである恵み豊かな環境を、将来の市民が享受できるよう健全なものとして保全し、継承することは、私たちの願いであり責務でもある。

今こそ、市民、事業者及び市それぞれが自らの環境保全に対する意識を高め、果たすべき役割を担うとともに、水と緑と歴史と伝統を活かした、文化の薫り高く、人と自然が共生するまちづくりを実現するため、市民の総意により、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の

原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するように行われなければならない。

3 環境の保全は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるように多様な自然環境が体系的に保全されることにより、自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくように行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であることにかんがみ、すべての者は、これを自らの課題として認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。

3 前各項に規定するもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他

の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

- 4 前各項に規定するもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとする。

(環境月間)

- 第7条 事業者及び市民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、環境月間を設ける。

- 2 環境月間は、毎年6月とする。

- 3 市は、環境月間の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。

(施策等の公表)

- 第8条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を公表するものとする。

第2章 環境の保全に関する基本的施策等

(環境基本計画の策定)

- 第9条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、香取市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標

(2) 環境の保全に関する施策の方向

(3) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ香取市環境審議会の意見を聴かなければならない。

- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

- 第10条 市は、施策に関する計画の策定及び施策の実施に当たっては、環境の保全に十分に配慮しなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための規制等)

- 第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するために、次に掲げる必要な規制等の措置を講ずるものとする。

(1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地下水位の著しい低下又は地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為、土地利用及び公害の原因となる施設の設置に関し、公害を防止するために必要な規制等

の措置

(2) 自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更等の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為及び採捕、損傷その他の行為であって、保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれのあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

(3) 公害及び自然環境の保全上の支障が共に生ずるか、又は生ずるおそれがある場合にこれらを共に防止するために必要な規制等の措置

2 前項に規定するもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制等の措置を講ずるように努めなければならない。

(環境の保全に関する協定の締結)

第 12 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者等と環境の保全に関する必要な協定を締結するように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第 13 条 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置を採るように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

2 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷の低減に努めるように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、適正な経済的負担を求める措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が特に必要であるときは、市民の理解の下に、その措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第 14 条 市は、緩衝緑地その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつ、貴重野生動植物の保護その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第 15 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

(調査の実施)

第 16 条 市は、環境の状況の把握又は今後の環境の変化に関する調査その他環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第 17 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制を整備するとともにその実施に努めるものとする。

第 3 章 市民等の参加の促進

(市民の意見の反映)

第 18 条 市は、環境の保全についての施策に市民の意見を反映させるため、市民から提言を受けるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

（環境の保全に関する学習の推進）

第 19 条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

（民間団体等の自発的な活動を促進するための支援措置）

第 20 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、美化活動、河川浄化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第 21 条 市は、環境の保全に関する学習の推進及び民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

第 4 章 地球環境保全の推進

（地球環境保全の推進）

第 22 条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第 5 章 環境の保全の推進体制等

（環境の保全の推進体制の整備）

第 23 条 市は、事業者及び市民と協力して、環境の保全を推進するための体制を整備するものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第 24 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進を図るものとする。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

2 香取市環境審議会委員名簿

組 織	氏 名	備 考
学識経験者	保津 豊徳	香取都市医師会 会長
	大友 俊郎	元香取市役所職員
	林 英恵	博士（公衆衛生）
	水越 正彦	日本野鳥の会会員、日本自然保護協会自然観察指導員
	野平 和男	ボランティア集団 山人代表
関係行政機関	鈴木 浩昌	千葉県香取地域振興事務所 地域環境保全課長
	佐藤 重紀	千葉県香取健康福祉センター 健康生活支援課長
	椎名 武人	千葉県香取土木事務所 管理用地課長
市民代表	宮部 義夫	かとり市民環境ネットワーク 事務局長
	高橋 裕	水郷小見川観光協会 副会長
	清水 和子	
	平野 安敏	
事業者代表	武田 好久	かとり農業協同組合 代表理事組合長
	山本 一郎	小見川工業団地連絡協議会 （ちば醤油株式会社 代表取締役会長）
	鵜崎 良雄	佐原商工会議所 専務理事
	金親 孝夫	香取市商工会 会長

3 諮問

香環安第592号
令和5年12月13日

香取市環境審議会
会長 保津 豊徳 様

香取市長 伊藤 友則

第2次香取市環境基本計画中間見直し（諮問）
香取市環境基本条例第9条第3項の規定により、第2次香取市環境基本計画中間
見直しについて、貴審議会にてご審議くださるようお願いします。

4 答申

令和 6 年 3 月 1 日

香取市長 伊藤 友則 様

香取市環境審議会
会長 保津 豊徳

第 2 次香取市環境基本計画中間見直しについて（答申）

令和 5 年 1 2 月 1 3 日付け香環安第 5 9 2 号で諮問のありました第 2 次香取市環境基本計画中間見直し（案）について、当審議会において慎重に審議した結果、概ね適切な計画であると認めます。

なお、計画の推進にあたっては、市の望ましい環境像の実現に向け、下記の事項に十分配慮されることを要望いたします。

記

- 1 本計画の実行段階において、他の計画と整合するように、関係機関と連絡・調整を図ること。
- 2 本計画の実行段階において、市民の関心を高め、事業者の参加を促すように、より具体的な実践方法を検討すると共に、定期的かつ適切な進行管理に努め、その進捗状況を広く公開すること。

5 策定経過

日 付	会議等	内 容
2023年7月10日 ～2023年7月28日	市民・事業者アンケート	市民アンケート調査 市 民：1,500人（回収率：31.6%） 事業所： 200社（回収率：37.5%）
2023年8月17日 ～2023年8月31日	環境団体アンケート	環境団体アンケート調査(19団体)
2023年10月29日	高校生ワークショップ	若い世代の目線から見た将来の香取市の 環境のあり方を募るブレイン・ストーミ ングの場として開催（参加者：7名）
2023年12月13日	香取市環境審議会	諮問、素案の審議
2024年1月11日 ～2024年2月9日	パブリックコメント実施	素案への意見募集
2024年3月1日	香取市環境審議会	計画案・答申案の審議、答申



香取市環境審議会



香取市環境審議会における答申

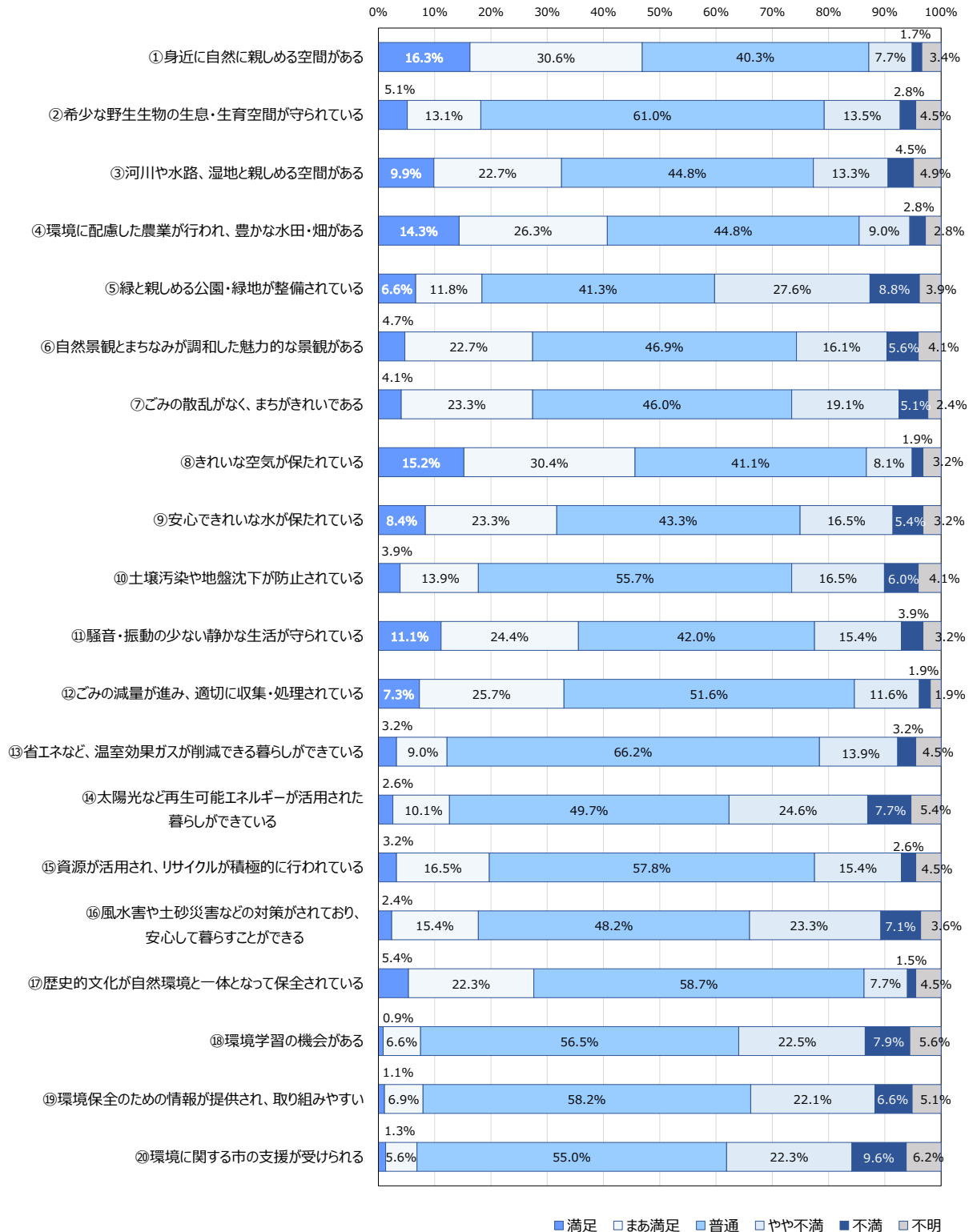
6 補助金一覧

補助金等の名称	目的及び事業の概要	補助額
犬猫不妊去勢手術補助金	犬及び猫の無秩序な繁殖を抑制し、周囲に対する危害及び迷惑の防止を図るとともに、動物の愛護及び管理についての意識の高揚を図る。	1 頭 5,000 円（1 世帯、同一年度 1 頭まで）
家庭用浄水器設置費補助金	上水道の給水区域外で飲料用井戸水を使用している世帯において、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素等が飲料用水水質基準に不適となり、不適合物質を除去するため家庭用浄水器を設置した場合に補助を行う。	設置に要した費用（工事費含む）の 2 分の 1 以内で上限 10 万円
住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金	地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、省エネルギー設備を設置する者に対し、予算の範囲内において、補助を行う。	環境安全課窓口で配布する「申請の手引き」または市ホームページを参照。
生ごみ処理容器等購入設置補助金	生ごみ処理容器および、生ごみ処理機を購入した市民に、購入金額の 2 分の 1（上限あり）の補助を行う。当事業を行うことで、ごみの排出量の削減、再資源化を図る。	購入価格の 2 分の 1 の額 生ごみ処理容器：上限 3,000 円 生ごみ処理機：上限 20,000 円
ごみステーション整備補助金	地域のごみステーションの新設及び改良の際の工事費もしくは原材料費の補助を行う。	工事費、購入費などの 2 分の 1 で上限 10 万円

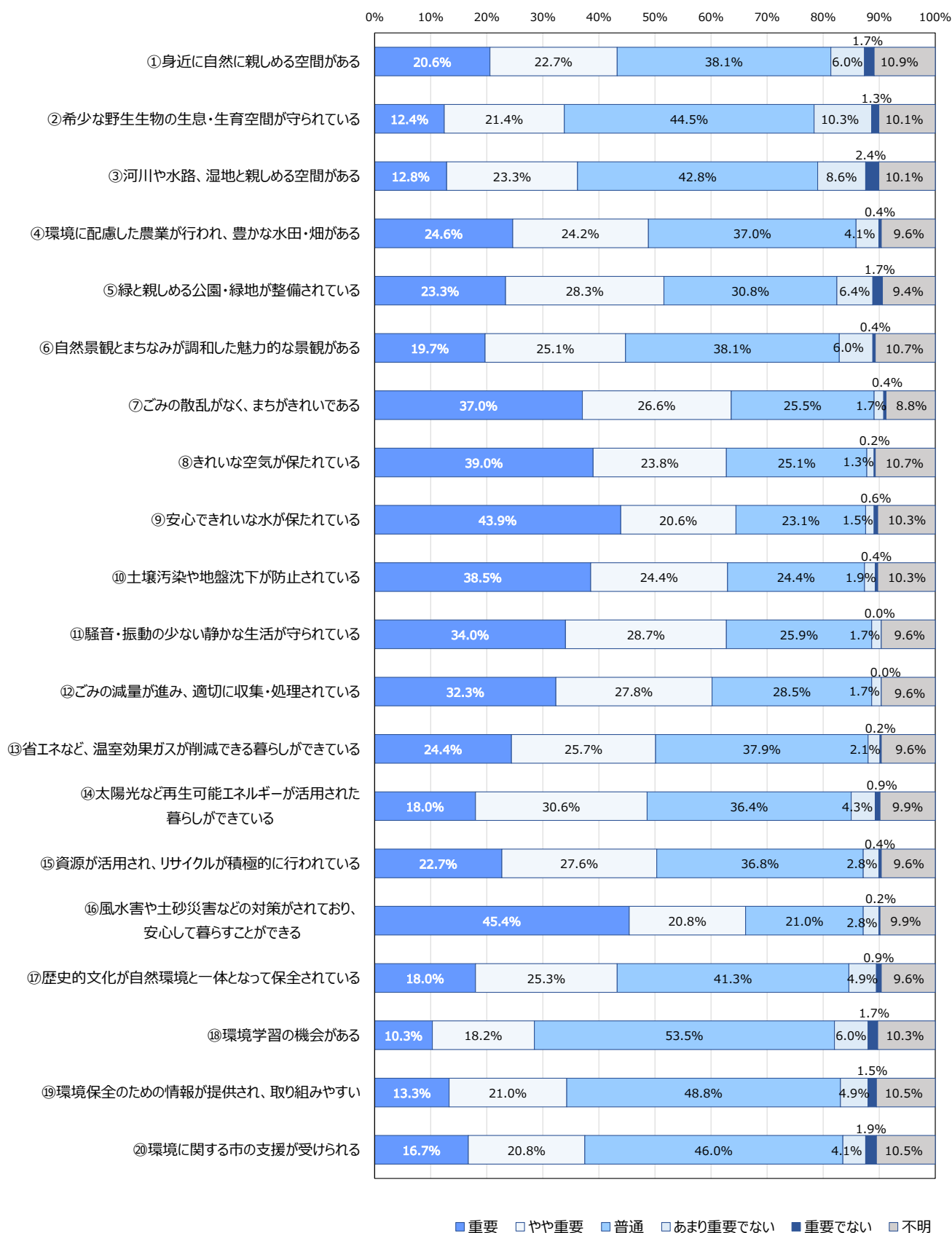
7 アンケート調査結果概要

市民アンケート（有効回答数 467 件）

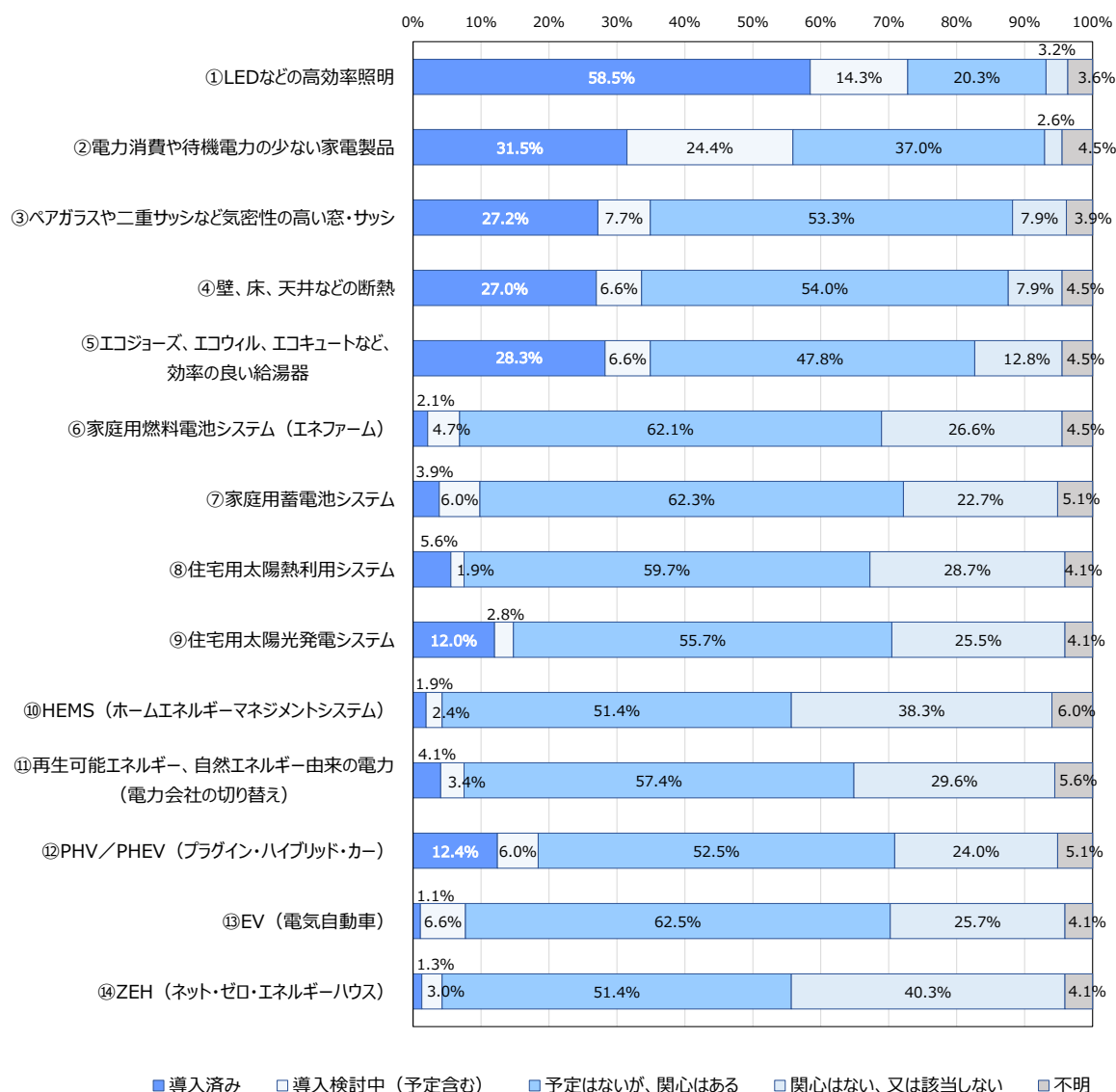
【香取市の環境に関する満足度】（本編の再掲）



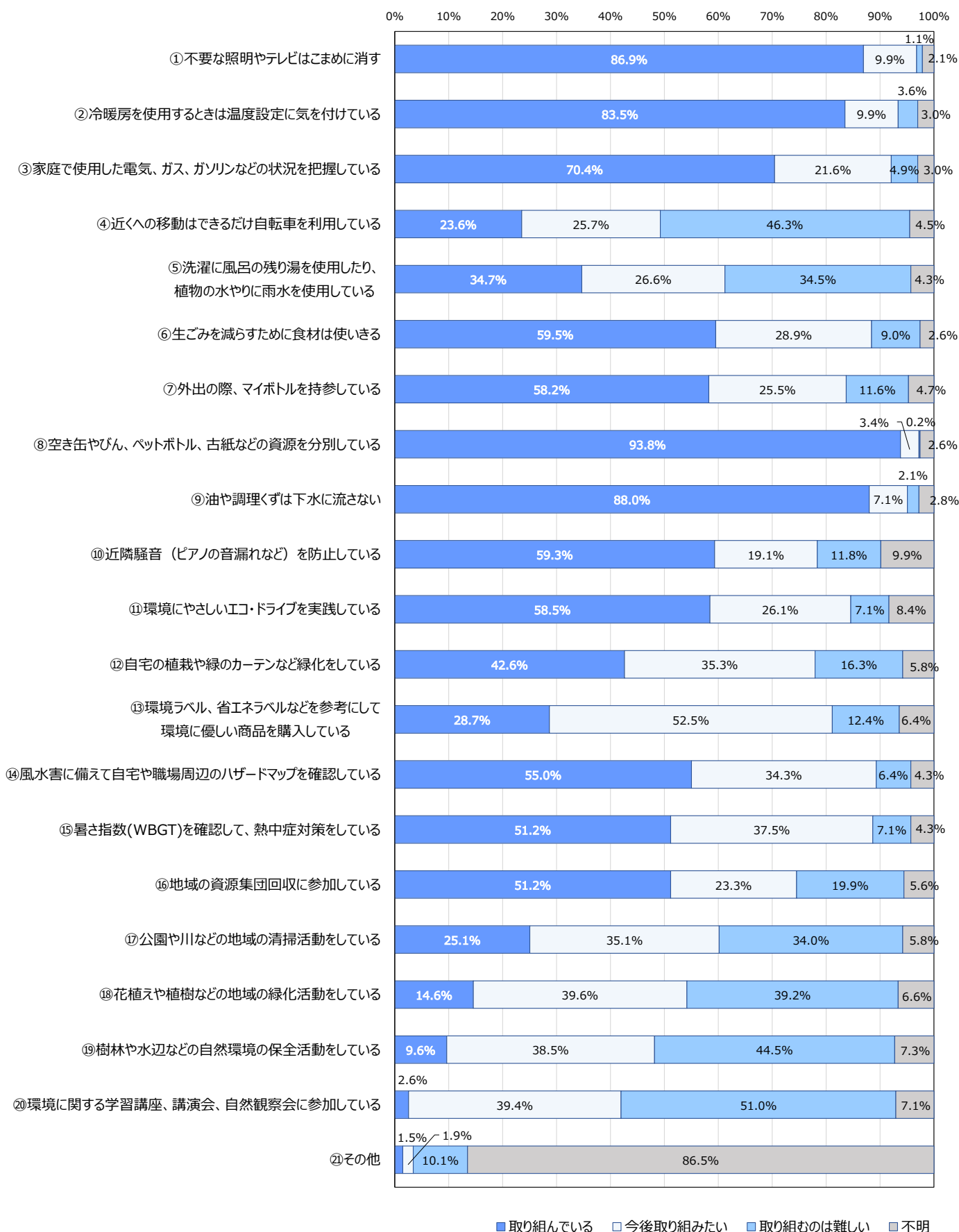
【香取市の環境に関する重要度】



【地球温暖化対策設備機器の導入状況】

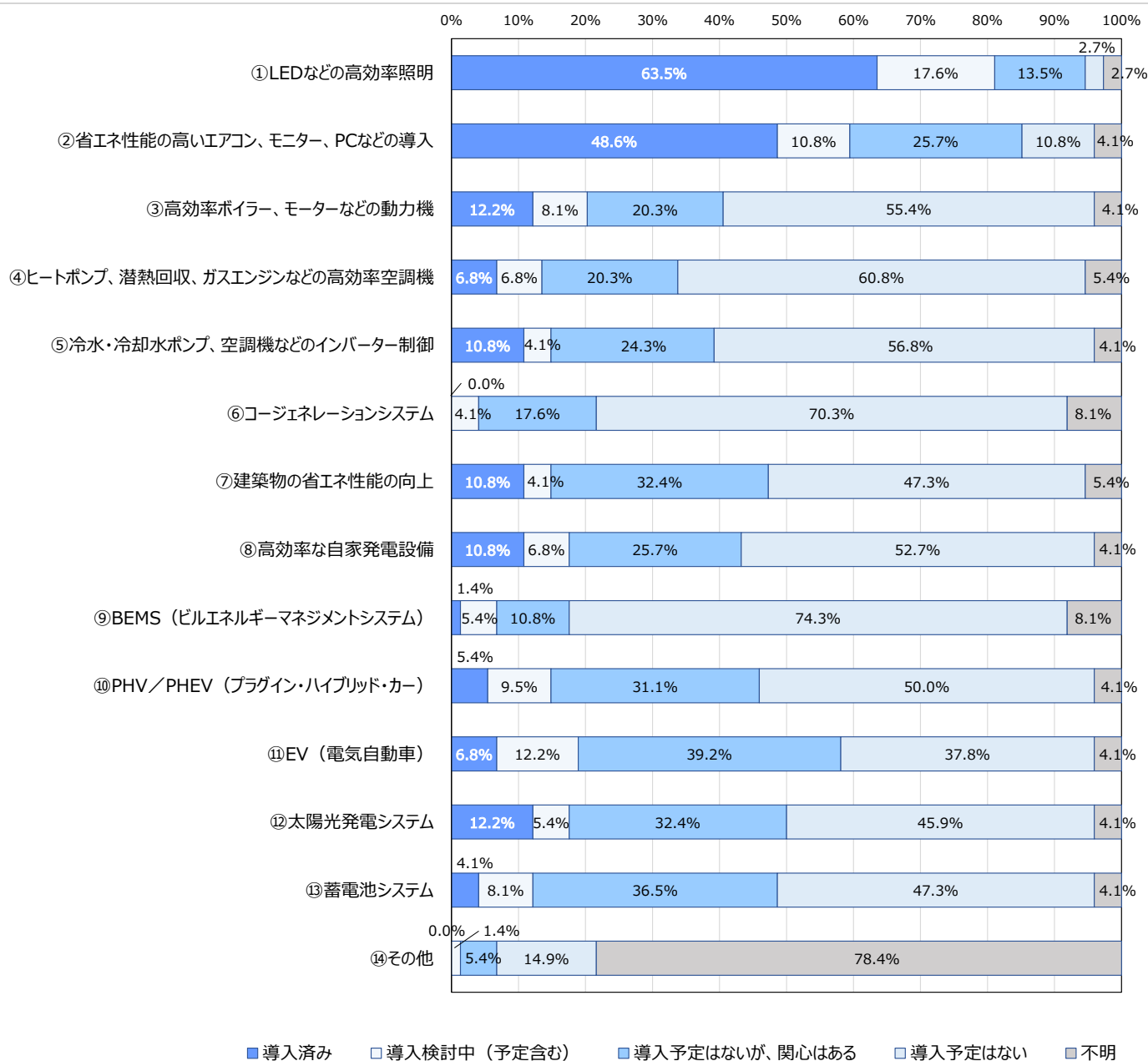


【普段取り組んでいる環境活動】

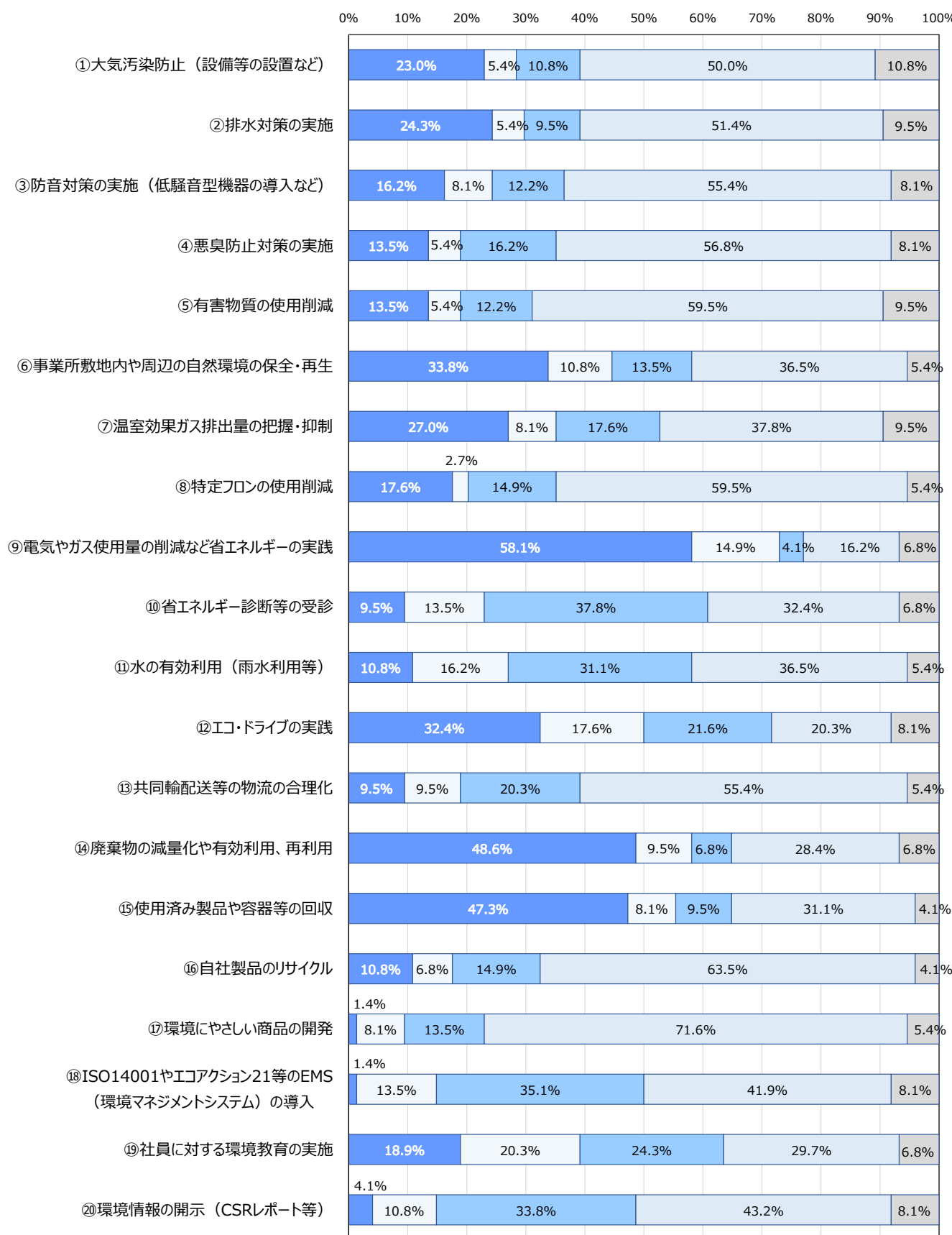


事業者アンケート（有効回答数 70 件）

【地球温暖化対策設備機器の導入状況】



【事業所で取り組んでいる環境活動】



■ 既に取り組んでいる □ 取組を検討中 ■ 取り組む予定はない □ 当社には該当しない ■ 不明

環境団体アンケート

【市と連携して活動を拡充したい取組・今後新たに取り組んでみたいこと】

《主な意見》

- ・両総用水導水路堤の河津桜を市民に広く知ってもらいたい。
- ・行政（香取市・香取土木事務所・国土交通省・農水省等）、企業（環境問題に助成している企業等）、市民に呼びかけて環境ボランティアを組織し、協働活動として大須賀川堤防にマンジュシャゲを植栽し、観察会を実施したい。
- ・休閑地を利用してシャーレポピーを栽培し、観光資源化を図りたい。
- ・イベントを拡充したい。
- ・耕作放棄地を借り受け、野菜や花等を栽培し、ボランティア参加者に無償で配布する。
- ・クヌギ、コナラなどシイタケ栽培に適した樹木を使って、参加者がシイタケ菌を打ち、収穫を分けあう。
- ・落ち葉などの腐葉土としたもの、栗の実などを活動参加者に配布する。
- ・行政には、イベントや活動等を何らかの形で市民に知らせてほしい。
- ・夏季には、自然観察会等を実施しているが、冬季にも「里山整備体験」などを実施し、参加者を募りたい。
- ・記念植樹会について、一般市民、環境団体の会員やその家族、地域住民等広く参加を呼びかけ、市長にも参加していただく等、拡充したい。
- ・老若男女特に若人の健康増進のため、土曜日・日曜日を活動日として、里山の下刈り作業をして体力健康増進のため募集する。
- ・四季折々の景観を、市の広報や観光マップ等で取り上げていただきたい。
- ・アースデイ（地球環境の日）のイベントの共催。
- ・若者対象の環境セミナーや市民郊外環境研修の共催。
- ・観光・体験レジャーとして市の施設を利用したイベントの実施。
- ・大規模イベント（桜祭り等）の開催終了後に、市と連携してイベントの盛況に感謝を表す清掃活動を実施する。
- ・区域や草刈り時期を設定し、シロバナタンポポ、タチツボスミレ、ウマノアシガタ、ミヤコグサ、タツナミソウ、オカトラノオ、ヤマユリ、ツリガネニンジン、シラヤマギク、ヒヨドリバナ、コナラ等の野生生物の保全を実施する。
- ・チュウヒ、サシバ、オオセッカ、コジュリン、オオタカ、オオアカウキクサ、ヒキノカサ、ノウルシ等の絶滅危惧生物の調査、保全を行う。

など

【活動する上での課題・要望等】

《主な意見》

- ・高齢化による会員の減少。
- ・担い手となるボランティアの育成、女性の活動参加の増進。
- ・遊歩道の狭隘化、フェンスの基礎下流亡等、活動拠点で危険な状態になりつつある箇所についての安全対策。
- ・活動における熱中症対策や感染症予防対策。
- ・外来種（亀等）対策。
- ・一律な草刈り作業では野生植物の生育が阻害される恐れがあるため、野生植物保全と公園整備（草刈り等）の調整。
- ・活動を幅広く、地域に理解、浸透していくように地道な努力を続け、会員を増強すること。
- ・自分がその環境の真中に在って環境と自分とは「一体なんだ」と見られるようにするにはどうしたらよいか、が課題。
- ・活動に対する行政からの支援・助成。
- ・活動に必要な備品の補充・補助。
- ・松枯れ対策に森林環境譲与税の活用をしてほしい。
- ・従来樹木伐採が美観、安全、利便性などの観点から行われているが、自然環境保全の観点も入れたアセスメントを導入すべき。
- ・小見川区には環境省、千葉選定の絶滅危惧種が多数生息していますので、鳥獣保護区の設定が必要。
- ・市内の他の里山組織との連携・協力関係の場を市で設けてほしい。
- ・市内で環境活動している団体が年 1 回集合し、情報共有する場を設けてほしい。
- ・市民協働である「まちづくり協議会」に、現状の環境活動状況や要望等の習得をお願いしたい。
- ・環境まちづくり会議を再開し、さくばらんに議論する場を設けてほしい。
- ・自発的な市民ボランティア活動の位置付けと、香取市と社会福祉協議会の役割分担がわかるようにしてほしい。
- ・最近の環境課題は多様化し高い知識が求められるため、環境専門家の育成や活動等悩み相談の窓口の開設を希望。

など

8 温室効果ガスの算定方法

対象とする温室効果ガス

対象とする市内の温室効果ガスは、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（令和 5 年 3 月 環境省 大臣官房 地域政策課）」に基づき二酸化炭素（CO₂）とします。

対象とする温室効果ガス

温室効果ガス		主な排出活動
二酸化炭素（CO ₂ ）	エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用
	非エネルギー起源 CO ₂	一般廃棄物の焼却処分

算定手法

市域からの温室効果ガス排出量は、以下の方法で算定しています。

- ・「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（令和 5 年 3 月 環境省 大臣官房 地域政策課）」に基づく標準的手法とし、資源エネルギー庁が提供する「都道府県別エネルギー消費統計調査」を基本に各部門に適合した活動量により按分（香取市／千葉県）し、算定します。
- ・ただし、一般廃棄物については、市内の焼却施設における一般廃棄物に含まれる廃プラスチックの焼却処分量から積み上げて算定します。

二酸化炭素排出量の算定手法

部 門	区 分	算定方法
産業部門	農林水産業	「都道府県別エネルギー消費統計」（資源エネルギー庁）の千葉県データから、農林水産業全体の CO ₂ 排出量を、「耕地面積」（農林水産統計年報：関東農政局）を使って按分 農林水産業 CO ₂ 排出量（香取市） ＝農林水産業全体の CO ₂ 排出量（千葉県）×耕地面積（香取市／千葉県）
	建設業	「都道府県別エネルギー消費統計」（資源エネルギー庁）の千葉県データから、建設業の CO ₂ 排出量を、「新設住宅着工戸数」（建築着工統計：千葉県）を使って按分 建設業 CO ₂ 排出量（香取市） ＝建設業 CO ₂ 排出量（千葉県）×新設住宅着工戸数の合計（香取市／千葉県）
	製造業	「都道府県別エネルギー消費統計」（資源エネルギー庁）の千葉県データから、製造業中分類毎の CO ₂ 排出量を「製造品出荷額等」（工業統計：経済産業省）を使って按分 製造業 CO ₂ 排出量（千葉県） ＝Σ製造業中分類の CO ₂ 排出量（千葉県）×製造業中分類の製造品出荷額等（香取市）／製造業中分類の製造品出荷額等（千葉県）

部 門	区 分	算定方法
業務部門		「都道府県別エネルギー消費統計」（資源エネルギー庁）の千葉県データから、「業務系床面積」（固定資産税概要調書：総務省）を使って按分 業務その他 CO ₂ 排出量（香取市） ＝業務その他 CO ₂ 排出量（千葉県）×床面積（香取市／千葉県）
家庭部門		「都道府県別エネルギー消費統計」（資源エネルギー庁）の千葉県データから、「世帯数」（住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数：総務省）を使って按分 民生家庭部門 CO ₂ 排出量（香取市） ＝民生家庭の CO ₂ 排出量（千葉県）×市内世帯数／県内世帯数
運輸部門	自動車	「自動車燃料消費量調査」（国土交通省）の千葉県データから、「自動車保有台数」（千葉県統計書）を使って按分 自動車 CO ₂ 排出量（香取市） ＝Σ千葉県の車種別燃料消費量×市内車種別自動車保有台数／県内車種別自動車保有台数
	鉄道	「鉄道統計年報」（国土交通省）から、市内で運行する鉄道会社の営業キロに占める市内営業キロ（図上計測）を用いて、各鉄道会社の電力消費量を按分 Σ鉄道 CO ₂ 排出量（香取市）＝各鉄道会社の消費電力×各鉄道会社の市内営業キロ／各鉄道会社の全線営業キロ
廃棄物部門	一般廃棄物	市内焼却施設の年間処理量、水分率、ごみ組成から廃プラスチック類等の焼却分を算定したのち、排出係数を乗じて算出

9 用語解説

【あ行】

安全・安心社会

安全が確保され、人々が安心して心豊かに、質の高い生活を営むことのできる社会のこと。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

イノベーション

新しい方法、仕組み、習慣などを導入すること。新製品の開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料・新資源の開発、新組織の形成などによって、経済発展や景気循環がもたらされるとする概念。

ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を 20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂るなどがその工夫例。

エコアクション 21

中小事業者等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。

エコチューニング

脱炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと。

エコチューニングにおける運用改善とは、エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減等を行うことをいう。

エコドライブ

不要なアイドリングや、空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をやめる、余分な荷物を載せないなど、車を運転する上で簡単に実施できる環境対策で、二酸化炭素 (CO₂) などの排出ガスの削減に有効とされている。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素 (CO₂) やメタン (CH₄) などのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスといい、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFC_s)、パーフルオロカーボン類 (PFC_s)、六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃) の7種類としている。

【か行】

カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資することなどにより、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

カーボンクレジット

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による CO₂ 等の排出削減量や、適切な森林管理による CO₂ 等の吸収量をクレジットとして取引すること。制度としては国がクレジット認証する J-クレジットがある。

カーボンニュートラル

二酸化炭素 (CO₂) を始めとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを意味する。

海洋プラスチック

日常生活や事業活動に伴い陸域で発生したプラスチックごみの一部が、適正に回収されず、意図的・非意図的に環境中に排出され、雨や風に流され、河川などを經由して海域に流出するプラスチックごみのことで、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしている。

海域に流出したプラスチックは、時間が経つにつれ劣化と破碎を重ねながら、次第にマイクロプラスチックと呼ばれる微細片となり、漂流の過程で汚染物質が表面に吸着することから、有害な化学物質が食物連鎖に取り込まれることによる生態系への影響が懸念されている。

外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種でブラックバス（オオクチバス・コクチバス）などが知られている。

外来種のうち、生態系や農林水産業、または人の健康に大きな被害を及ぼすものを「侵略的外来種」とよぶ。2015 年 3 月に「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」が策定され、日本及び海外等での生態系等への被害状況を踏まえ、日本における侵略性を評価し、リスト化された。

化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。化石燃料を燃焼すると、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素 (CO₂) や、大気汚染の原因物質である硫黄酸化物、窒素酸化物などが発生する。また、埋蔵量に限りがあり、有限な資源であるため、化石燃料に代わる再生可能エネルギーの開発や、クリーン化の技術開発が進められている。

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽をいう。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。合併処理浄化槽は、強度・耐久性があり、単独処理浄化槽の約 8 倍の汚水処理能力がある等、優れた性能を持つ。

環境基準

環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。

環境基本計画

環境基本法第 15 条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。2019 年に第五次計画が閣議決定された。

「第五次環境基本計画」は SDGs、パリ協定採択後に初めて策定される環境基本計画。SDGs の考え方も活用しながら、分野横断的な 6 つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしている。

また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進していくこととしている。

環境基本法

「環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的」としている。

環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたすおそれのあるものをいう。工場からの排水、排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

環境マネジメントシステム

事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組み。組織のトップが方針を定め、個々の部門が計画（Plan）をたてて実行（Do）し、点検評価（Check）、見直し（Action）を行う仕組みで、この PDCA サイクルを繰り返し行うことで継続的な改善を図ることができる。

かん養

雨水などが土中に浸透すること。近年、かん養機能を持つ森林や農地が減少し、市街地では表面がアスファルトやコンクリートに覆われていることにより、雨水等が地下にしみこまなくなり、地下水位の低下、地下水の塩水化、河川の洪水などの被害が発生しやすくなっている。

緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するための対策。「緩和策」に対して、地球温暖化の影響による被害を抑える対策を「適応策」という。

気候変動適応策

気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用すること。既に起こりつつある影響の防止・軽減のために直に取り組みべき短期的施策と、予測される影響の防止・軽減のための中長期的施策がある。

気候変動適応法

気候変動への適応の推進を目的として 2018 年に制定された法律。

地球温暖化その他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動適応影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。

クーリングシェルター

熱中症対策の一環として、避暑のために設置・活用され、だれでも気軽に涼むことができる場所や施設のこと。

クールビズ

冷房時のオフィスの室温を 28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。ノー上着などの軽装スタイルがその代表。従来のクールビズにはなかった服装の更なるカジュアル化や勤務時間の朝型シフトなど、クールビズをさらに進化させた取組をスーパークールビズという。

グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災などの多様な効果を得ようとする考え方及びその取組のこと。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質で、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質の総称である。春から秋にかけて、風が弱く晴れた日には、窒素酸化物や光化学オキシダントが大気中に停滞し、遠くがかすんで見えるようになる（光化学スモッグ）。光化学スモッグが発生すると、目がチカチカしたり、呼吸が苦しくなったりする。

コージェネレーションシステム

コージェネレーション（熱電併給）は、天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収・利用することで省エネ効果が高くなるシステム。コージェネとも略する。

固定買取価格制度（FIT）

国が定める要件を満たす太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスのいずれかの新規の再生可能エネルギー発電設備において、発電した電気を電力会社などに一定の価格で一定の期間にわたり売電することができる制度のこと。主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。

ごみサク（外部サイト）（ごみ分別辞典）

ごみの分別について、簡単に検索できるごみ分別辞典。「キーワード検索」欄に、検索したいごみの項目を「ひらがな」で入力。

【さ行】**再使用（リユース）**

いったん使用された製品や部品、容器などを再使用すること。

再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

再生利用（リサイクル）

廃棄物などを「原材料」として再利用すること。

里山

奥山自然地域と都市地域の間位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域概念。

次世代自動車

運輸部門からの二酸化炭素（CO₂）削減のため、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等を「次世代自動車」として政府が定め、2030年までに新車乗用車の5～7割を次世代自動車とする目標を掲げている。

自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。

持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

SDGsの17のゴールは相互に関係しており、経済面、社会面、環境面の課題を統合的に解決することや、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益（マルチベネフィット）を目指すという特徴を持っている。

循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、2000年に制定された、循環型社会形成推進基本法で定義されている。

循環経済（サーキュラーエコノミー）

従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化などを通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。

省エネルギー

エネルギーを消費していく段階で、無駄なく・効率的に利用し、エネルギー消費量を節約すること。

食品ロス

売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられるのに廃棄されている食品のこと。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）の感染によって引き起こされる急性呼吸器疾患。

生態系

空間に生きている生物（有機物）と、生物を取り巻く非生物的な環境（無機物）が相互に関係しあって、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムのこと。

空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

生物多様性

もとは一つの細胞から出発したといわれる生物が進化し、今日では様々な姿・形、生活様式をみせている。このような生物の間にみられる変異性を総合的に指す概念であり、現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のみならず、生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念である。

生物多様性条約など一般には、

- ・ 様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在＝生態系の多様性
- ・ 様々な生物種が存在する＝種の多様性
- ・ 種は同じでも、持っている遺伝子が異なる＝遺伝的多様性

という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。

生物多様性基本法

2008年に制定された、生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律である。生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、併せて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

【た行】

太陽光発電

太陽の光エネルギーを太陽電池により直接電気に変換する発電方法のこと。

脱炭素（社会）

地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO₂）の排出量をなくして「ゼロ」にすること。また、それを目指す社会のこと。

地球温暖化

地球の気候系の平均気温が長期的に上昇する気象現象のこと。自然のサイクルの自然変動と、人為起源によるものがある。20世紀半ば以降の温暖化は人為起源の温室効果ガスが主な原因とされている。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受けて、まず、第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。1998年10月の参議院本会議で可決され、公布された。地球温暖化対策に関して国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、地球温暖化対策に関する基本方針を定めることにより対策の推進を図り、現在そして将来の国民の健康で文化的な生活の確保、人類の福祉への貢献をすることを目的としている。

低炭素（社会）

化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化等を図ることにより、経済活動や生活水準のレベルを維持したまま二酸化炭素（CO₂）排出量の削減を実現した社会のこと。

デコ活

2050年カーボンニュートラルや2030年度CO₂削減目標の実現に向けて、国・消費者・企業・自治体・団体などの行動変容やライフスタイル変革を強力に後押しするための国民運動のこと。「デコ活」の「デコ」は、英語の脱炭素「デカーボナイズーション」と「エコ」を組み合わせた造語で、二酸化炭素（CO₂）を減らす環境に良い活動という意味が込められている。

デング熱

熱帯感染症の一種。蚊に刺されることで、ウイルスが体内に侵入し発熱、頭痛、筋肉痛、関節痛や皮膚の発疹などが主な症状。地球温暖化が進むことにより、日本国内でも流行することが懸念されている。

動物由来感染症

動物から人に感染する病気の総称。

世界保健機構（WHO）で確認されているだけでも 200 種類以上あり、日本でも数十種類程度が存在するとされている。

感染する病原体（ウイルス、細菌、寄生虫など）によって、人も動物も重症になる病気、人は軽症でも動物は重症になる病気、動物は無症状で人は重症になる病気など様々な症状がある。

特定外来生物

2004 年に制定された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。

特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡などが規制される。

【な行】**ニューノーマル**

コロナ禍によって注目されはじめた新しい生活様式を総称した言葉。「New（新しいこと）」と「Normal（正常、標準、常態）」の 2 単語が融合して生まれた造語で、以前の生活様式や経済活動、ビジネスからレジャーまで、あらゆる行動を時勢に合わせて変容していく動きのこと。

ネイチャーポジティブ

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。ネイチャーポジティブの実現には、世界的なシステム全体の変化や社会経済の変革が必要であり、産官学・NGO 等の連携が必要とされている。

【は行】**バイオマス**

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがらなどがある。

バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができ、これらを軽油などと混合して使用することにより、化石燃料の使用を削減できるので、地球温暖化防止に役立てることができる。

発生抑制（リデュース）

廃棄物の発生自体を抑制すること。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたる全ての段階での取組が求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要。

パリ協定

2015 年 12 月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）」において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定である。

世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ 2℃よりも十分低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

フードドライブ

家庭や事業所などで余った食品を集めて、フードバンクや福祉団体などに寄付する活動のこと。

フードバンク

食べられるにもかかわらず処分されてしまう食品を、家庭や事業所から提供を受け、生活困窮者などに無償で提供する団体のこと。

【ま行】**マイクログリッド**

平常時には再生可能エネルギーを効率よく利用し、非常時には送配電ネットワークから独立し、エリア内でエネルギーの自給自足を行う送配電の仕組み。

エリア内の再生可能エネルギーを地産地消できるため、平常時、非常時の双方においてメリットがある。

マイ・タイムライン

住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風などの接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身とる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

【ら行】

レジリエンス（レジリエント）

もともとの意味は「弾力」や「回復」といった意味。転じて、困難や脅威に直面している状況に対して「うまく適応しながら成長する能力」を表すことば。防災や環境の分野において、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さ、といった意味で使われている。

レッドリスト（データ）

日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめた「レッドデータブック」に掲載されている生物種。

【英数】

BOD

生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略称である。水中の有機物が好気性微生物（バクテリア・プランクトン）によって分解される際に消費される酸素の量であり、水中の有機物による水質汚濁の目安となる。

COOL CHOICE 運動

脱炭素社会実現のために、日本が世界に誇る省エネ・脱炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。

CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組である。

COP

締約国会議（Conference of the Parties）の略称で、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じてCOPの後に数字が入る。

名称で認定する取組を進めている。

SDGs

2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略称。

詳細は、「持続可能な開発目標（SDGs）」を参照のこと。

V2H、V2B

電気自動車（EV）に蓄えた電力を家庭や事業所で利用するシステムのこと。V2H（Vehicle to Home の略称）は家庭用、V2B（Vehicle to Building の略称）は業務用ビルなどである。

利用するためにはV2H、V2B対応の電気自動車、電気自動車に蓄電している直流電力を家庭で使用可能な交流電力に変換するEV用パワーコンディショナーが必要となる。

ZEB

Net Zero Energy Building の略称であり、ビルの断熱性・省エネ性能を上げるとともに、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、消費エネルギーの収支がプラスマイナス「ゼロ」となることを目指したビルのこと。

現在、ZEBの実現・普及に向けて、『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented の4段階に定義されている。

ZEH

Net Zero Energy House の略称であり、住宅の断熱性・省エネ性能を上げるとともに、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、消費エネルギーの収支がプラスマイナス「ゼロ」となる住宅のこと。

30by30

生物多様性に関する世界目標となる「愛知目標」の後継として2022年12月に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において示された主要目標の一つ。

2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。

3R

循環型社会を形成していくためのキーワードで、「Reduce（リデュース：排出抑制）」、「Reuse（リユース：再使用）」、「Recycle（リサイクル：再生利用）」の頭文字をとったもの。